

第1 審査会の結論

実施機関が部分開示決定とした「医療安全相談受付票」の「初回相談概要」欄及び「対応状況」欄の記述については、第三者が特定できる部分、病院からの説明内容の部分及び個人名を除いて開示すべきである。

第2 異議申立てに係る経緯

- 1 異議申立人は、平成26年3月3日、倉敷市個人情報保護条例（以下「保護条例」という。）第16条の規定に基づき、倉敷市長（以下「実施機関」という。）に対して「平成27年2月4日に倉敷市保健所へ送付したハガキの処理状況のわかるもの」について開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に係る行政文書として「(平成27年2月5日受領のハガキの処理状況を記した)医療安全相談受付票」（以下「本件行政文書」という。）を特定し、初回相談概要及び対応状況のうち、医療機関への聞き取りをした部分、個人に関する評価や相談内容の部分及び今後の対応の部分を開示としない部分開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、平成27年3月17日付け第4833号により異議申立人に通知した。
- 3 異議申立人は、本件処分を不服として、平成27年5月6日、実施機関に対し行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定に基づく異議申立てを行った。
- 4 実施機関は、保護条例第27条の規定に基づき、平成27年5月20日付け保健第673号「諮問書」により倉敷市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

第3 異議申立人の主張要旨

異議申立書、補正書及び意見書の記載内容をまとめると、異議申立人の主張は概ね次のとおりである。

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、全部開示を求める。

2 異議申立ての理由及び意見

実施機関は、開示することにより病院又は親族間の信頼関係が損なわれる、当該個人の評価に著しい支障が生じる、開示請求者以外の正当な権利利益を損なう等のおそ

れがあると主張するが、信頼関係は既になく、その他の支障やおそれも想定できず、全て保護条例の解釈と適用を誤ったものである。

第4 実施機関の主張要旨

部分開示決定通知書及び不開示理由説明書の記載内容をまとめると、実施機関の主張は概ね次のとおりである。

- 1 医療相談受付票の「初回相談概要」及び「対応状況」中、相談対応を記録した部分については、開示することにより、病院又は親族間の信頼関係を損なうなど、今後の事務執行が著しく阻害されるおそれがあり、保護条例第17条第3号(以下「第3号」という。)に規定する「評価等に関する情報」に該当する。
- 2 同票「対応状況」中、病院への聴取内容を記録した部分については、開示することにより、開示請求者以外のものの正当な権利利益を損なう恐れがあり、保護条例第17条第2号(以下「第2号」という。)に規定する「第三者情報」に該当する。
- 3 同票「今後の対応」部分については、事務事業の実施後であっても反復される性質のものであるほか、開示することにより、争訟に発展するおそれ及び公正又は円滑な事務事業の執行に支障が生じるおそれのある情報であり、保護条例第17条第5号(以下「5号」という。)に規定する「事務事業執行情報」に該当する。

第5 審査会の認定事実

1 本件開示請求に至る経緯について

異議申立人は、親族に対する倉敷市内の病院の対応に不満を持ち、平成26年12月から倉敷市保健所保健課保健医療係に対し、来所、電話により苦情を申し立てていたが、本年2月4日、病院に対する指導を求める旨のハガキを送付した後、3月3日付けで本件開示請求を行った。

2 医療法に基づく立入検査について

異議申立人は病院への指導を求めているが、実施機関が行う医療法（昭和23年法律第205号）第25条に基づく立入検査は、当該施設が違法な状態にあると認めるとき等総合的に必要性を判断したうえで実施されるものであり、個別の苦情等に対応するためのものではないと解される。

3 本件行政文書の性格について

本件行政文書は、実施機関が医療法第6条の11第1項の規定に基づく「医療安全支援センター」として、異議申立人の苦情、相談に応じた記録であり、様式について

は、医療に関する苦情又は相談への対応について記録することを目的として、実施機関が任意に作成したものである。

第6 審査会の判断

審査会は本件行政文書を直接見分し、異議申立人及び実施機関双方から提出された書類を踏まえて審査した結果、次のとおり判断した。

1 「初回相談概要」欄について

当該箇所は、実施機関が異議申立人から最初に相談を受けた時の聴取記録である。

実施機関は第3号に規定する評価等情報に該当すると主張しているが、自分の発言がどのように記録されているかを確認できないのであれば、個人情報保護制度の趣旨が損なわれることとなる。審査会の見分によれば、聴取した内容を記載しているに過ぎず、不開示とする理由は見いだせない。

ただし、異議申立人以外のものに関する部分については、苦情の具体的な内容が開示された場合、当該記述に係る事実の存否にかかわらず、当該異議申立人以外のものの正当な権利利益を侵害するおそれが否定できず、第2号に規定する第三者情報に該当するものと考えられる。

2 「対応状況」欄（4行目まで）について

当該箇所は、病院からの聴取に係る記録である。

当該箇所のうち、第三者である病院からの説明内容を記録した部分及び個人名については第2号の規定に、また、病院が評価した内容を開示することにより真実の回答を得られなくなった場合、今後の相談業務に著しい支障を生じるおそれがあることから、第3号の規定に該当すると考えられるが、その余の部分については開示すべきである。

3 「対応状況」欄（5行目以降）について

当該箇所は、2回目以降の実施機関の対応の概要と発生した事実が記載されているに過ぎず、ほぼ全体が第2号の規定に該当するとする実施機関の主張には理由がない。

ただし、第三者が特定できる部分については第2号の規定に該当すると考えられる。

4 「今後の対応」について

当該箇所には、実施機関の事実認識と対応方針が記載されており、将来の事務事業の適正な執行に支障を生じるおそれは否定できず、第5号の規定により不開示としたことは妥当である。また、異議申立人に対する評価に関する部分については、開示することにより、今後、異議申立人以外の者に対する相談業務に著しい支障を生じるお

それがあり，第 3 号の規定に該当するものと判断する。

第 7 結 論

以上の理由により，「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第8 審査会の処理経過等

審査会の処理経過及び審査会委員は、次のとおりである。

1 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成27年5月21日	諮問書の收受
平成27年6月15日	不開示理由説明書の收受
平成27年6月24日	異議申立人からの意見書收受
平成27年6月26日	第1回目審議
	答申（案）の検討（送付による）
平成27年8月5日	答申

2 倉敷市情報公開・個人情報保護審査会委員

氏 名	職 名
会 長 伊 藤 治 彦	岡山商科大学法学部教授
副会長 大 熊 裕 司	弁 護 士
小 塚 真 啓	岡山大学大学院社会文化科学研究科 准教授
小 松 原 玲 子	弁 護 士
南 川 和 宣	岡山大学大学院法務研究科教授